

鳥取大学における公的研究費等の不正使用防止対策に関する基本方針

平成27年 3月25日  
学 長 裁 定  
平成27年 9月 9日  
一 部 改 正

鳥取大学における公的研究費等の不正使用の防止等に関する規則第4条第3項に基づく公的研究費等の不正使用防止対策の基本方針については、次のとおり定める。

1. 本学における公的研究費等の運営・管理に関わる者の責任と権限の体系を明確化し、学内外に公表する。
2. 構成員の意識向上を図り、ルールへの周知・遵守を徹底する。
3. 不正使用を誘発する要因の把握及び不正使用防止計画を企画、立案及び推進するため、公的研究費等不正使用防止計画推進室を置く。
4. 予算執行、発注・検収に係る適正なチェック体制を構築する。
5. 学内外からの情報の伝達を確保する体制を確立するため、相談窓口及び通報窓口を置く。
6. 公的研究費等を適正に管理するため、大学全体の視点からモニタリング及び監査を行う。